当該株式の数及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の発行済株式の総数及び総議決権に占める割合を記入し、届出者が本届出書により発行会社の株式への一任運用をしようとするときにあつては、届出者と特別の関係にあるものがする一任運用（同条第16項第３号イに掲げる要件を満たすものに限る。）の対象とされる発行会社の株式の数及び当該届出者と特別の関係にあるものの実質保有等議決権の数（議決権のうち届出者が保有する実質保有等議決権（すなわち、「２取得又は一任運用をしようとする株式等」欄中「(3)　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」の対象とする実質保有等議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）並びに当該株式の数及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の発行済株式の総数及び総議決権に占める割合を記入すること。

22　「６　事前届出免除制度による発行会社の株式等の取得の有無」欄について、届出者が法第27条の２第１項又は法第28条の２第１項の規定により法第27条第１項又は第28条第１項の規定による届出をせずに行つた対内直接投資等（以下この記入要領において「事前届出免除対内直接投資等」という。）又は特定取得（以下この記入要領において「事前届出免除特定取得」という。）により取得した発行会社の株式等を保有している場合、「イ　あり」を選択の上、本届出において届け出る対内直接投資等又は特定取得が、対内直接投資等の場合は令３条の２第２項４号又は対内直接投資等に関する命令第３条の２第５項第１号から第４号まで（第４号については、令第３条の２第２項第３号ロに掲げる行為を行う場合に限る。）に掲げる対内直接投資等（以下この記入要領において「基準違反等を目的とする対内直接投資等」という。）に該当する場合、特定取得の場合は令第４条の３第２項第２号又は対内直接投資等に関する命令第４条の３第２項第１号から第３号までに掲げる特定取得（以下この記入要領において「基準違反等を目的とする特定取得」という。）に該当する場合は、当該事前届出免除対内直接投資等又は事前届出免除特定取得から本届出書受理日の間に、基準違反等を目的とする対内直接投資等又は基準違反等を目的とする特定取得を行うこととなった経済状況の変化その他相当の事由を記載すること。

23　本届出書により届け出られた対内直接投資等が令第３条第２項第３号に該当する対内直接投資等である場合には、その旨「７　その他の事項」欄に記入すること。

24　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

銀行等又は資金移動業者の記入欄（外国為替及び外国貿易法第17条（第17条の３において準用する場合を含む。）に基づき確認を行う場合に記入を要するものとする。）

為替取引を行つた年月日	金　　額	銀行等又は資金移動業者確認欄

（日本産業規格Ａ４）